

山梨県公報

号外第四十号

平成十八年

七月十一日

火曜日

目次

規則

山梨県漁業調整規則の一部を改正する規則……………

規則

山梨県規則第四十五号

山梨県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年七月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県漁業調整規則の一部を改正する規則

山梨県漁業調整規則(昭和二十七年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 水産動植物の採捕の許可(第三条 第十七条)

第三章 漁業調整(第十八条 第二十九条)

第四章 罰則(第三十条 第三十三条)

附則

第一条を削る。

第三条中「届け出で」を「届出」に改め、同条を第二条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 水産動植物の採捕の許可

第四条を次のように改める。

(水産動植物の採捕の許可)

第四条 次に掲げる魚具又は漁法によつて水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権に基づいてする場合及び漁業法第二百二十九条の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。

合及び漁業法第二百二十九条の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。

一 河引網

二 建切網

三 四手網

四 もじり

五 ふくる網

六 ろうや

七 てんがい

八 さで

九 やな

十 地びき網

十一 張網

十二 す建網

十三 刺網

十四 鶏飼漁法

第二章中第四条を第三条とする。

第五条を削る。

第六条第一項中「漁業の許可」を「前条の規定による許可(以下「採捕の許可」とい

う。)」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、「二通」を削り、同項各号を次のように改

める。

一 採捕の種類

二 採捕の区域

三 採捕する水産動植物の種類

四 採捕の期間

五 漁具又は漁法の規模及び数

六 採捕に従事する者の住所及び氏名

第六条第二項中「第十四条」を「第十三条」に、「漁業にかかる前項」を「採捕」に

改め、同条を第四条とする。

第七条第一項中「漁業許可有効期間」を「採捕の許可の有効期間」に改め、同条第二

項中「ことがある」を「ことができる」に改め、同条を第五条とする。

第八条中「第六条の規定により」を「知事は、採捕の」に改め、「知事は当該」を削

り、同条を第六条とする。

第九条を次のように改める。

(許可証の携帯義務)

第九条 採捕の許可を受けた者は、当該採捕の許可に係る漁具又は漁法により水産動植

物を採捕するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

第十条の二中「漁業を許可するに当たり、当該許可」を「採捕の許可をするに当たり、当該採捕の許可」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「漁業」を「採捕」に、「許可の」を「当該採捕の許可の」に、「事由を具し」を「理由を付して」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「漁業」を「採捕」に、「又はき損した」を「、又はき損した」に、「事由を具して」を「理由を付して」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「漁業」を「採捕」に、「当該許可」を「当該採捕の許可」に、「又は」を「、又は」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「事由を具して」を「理由を付して」に、「届け出で」を「届け出」に改め、同条第二項中「漁業」を「採捕」に、「死亡した」を「死亡し、又は解散した」に改め、「相続人」の下に「、又は合併後存続する法人、合併によつて設立した法人若しくは清算人」を加え、「手続き」を「手続」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の見出し中「漁業許可」を「採捕の許可」に改め、同条第一項中「第四条各号」を「第三条各号」に、「漁業の種類別に許可定数」を「漁具又は漁法」ことに許可をする数の最高限度」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条第二項中「漁業を営む」を「採捕を行う」に、「、経済的」を「及び経済的」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「第四条に規定する漁業であつて」を「知事は」に、「もの」を「採捕の」に、「知事はその申請にかかわる漁業について左に」を「次に」に改め、同条第一号中「当該」の下に「採捕の許可に係る」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 当該採捕の許可に係る区域における当該採捕の許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕についての経験の有無

第十五条第三号中「漁業」を「採捕の許可に係る採捕」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条の見出し中「休業又は廃業」を「休止又は中止」に改め、同条第一項中「漁業」を「採捕」に、「休業し又は廃業し」を「当該採捕の許可に係る採捕を休止し、又は中止し」に、「届け出で」を「届け出」に改め、同条第二項中「許可」を「知事は、当該採捕の許可を受けた者が当該許可」に、「六箇月間」を「六月間」に、「休業した」を「当該採捕の許可に係る採捕を休止した」に改め、「、知事は」を削り、「漁業」を「採捕の許可」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条第三項中「許可」を「採捕の許可」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条の見出し中「、取消又は操業停止」を「若しくは取消し又は採捕の停止」に改め、同条第一項中「漁業調整」を「知事は、漁業調整」に、「知事は」を「採捕の」に、「若しくは」を「、若しくは」に、「操業を停止し又は当該」を「採捕を停止させ、又は当該採捕の」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項に規定する違反者に係るすべての採捕の許可について行うことができる。

第十七条第五項中「許可」を「採捕の許可」に、「操業」を「採捕」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条中「漁業」を「採捕」に改め、「当該」の下に「採捕の」を加え、同条を第十七条とする。

第三章第十九条を第十八条とする。

第二十条を削り、第二十一条を第十九条とし、第二十二条を第二十条とする。

第二十三条の見出し中「漁法等」を「漁法」に改め、同条中「漁業及び」を削り、同条第五号中「漁法」の下に「（鵜飼漁法に係るものを除く。）」を加え、同条第七号中「まき網漁業」を「まき網を使用する漁法」に改め、同条を第二十一条とし、第二十四条から第二十六条までを二条ずつ繰り上げる。

第二十七条中「しや断して漁業」を「遮断して採捕」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十八条第一項中「第二十一条から第二十六条」を「第十九条から第二十四条」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第三号中「採捕期間」を「採捕の期間」に改め、同項に次の一号を加える。

六 採捕に従事する者の住所及び氏名

第二十八条第三項中「よる」を「より」に、「かかわる」を「係る」に改め、同条第四項中「第九条」を「第七条」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十九条中「よる」を「より」に、「届け出で」を「届け出」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十条第一項中「漁場附近」を「、漁場付近」に、「見易い」を「見やすい」に、「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「若しくはき損した」を「、若しくはき損した」に、「書き換え」を「書き換え」に改め、同条を第二十八条とし、第三十一条を第二十九条とする。

第二十九条の次に次の章名を付する。

第四章 罰則

第三十二条第一項中、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第三条、第十条、第十八条第一項、第十九条から第二十五条まで、第二十六条第一項又は第二十九条第一項若しくは第七項の規定に違反した者

第三十二条第一項第二号中「第十条の二、第十七条第一項又は第三十一条第五項」を「第九条、第十六条第一項又は第二十九条第五項」に改め、同項第三号中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に、「操業」を「採捕」に改め、同項第四号中「第十九条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同条を第三十条とする。

第三十三条中「第九条（第二十八条第四項）」を「第七条（第二十六条第四項）」に、「第三十一条第十項」を「第二十九条第十項」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十四条中「第三十二条」を「第三十条」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十五条中「第十条、第十二条、第十三条第一項、第二十八条第三項又は第三十一条第六項」を「第八条、第十一条、第十二条第一項、第二十六条第三項又は第二十九条第六項」に改め、同条を第三十三条とする。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

(その1)

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

印

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

印

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

印

代 表 者 選 定 届

次のとおり 漁業に係る共同申請の代表者を選定したので、届け出ます。

代表者 住 所

氏 名 (法人にあつては、名称)

(その2)

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名) 印

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名) 印

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名) 印

代 表 者 変 更 届

次のとおり 年 月 日付け 漁業に係る共同申請の代表者を変更したので、
届け出ます。

旧代表者 住 所

氏 名 (法人にあつては、名称)

新代表者 住 所

氏 名 (法人にあつては、名称)

第 号

採 捕 許 可 証

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

年 月 日生

- 1 採捕の種類
- 2 採捕の区域
- 3 採捕する水産動植物の種類
- 4 採捕の期間
- 5 漁具又は漁法の規模及び数
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 7 制限又は条件

年 月 日

山梨県知事

印

第 号

特 別 採 捕 許 可 証

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

年 月 日生

- 1 採捕する水産動植物の種類及び数量
- 2 採捕の期間
- 3 採捕の場所
- 4 使用漁具及び漁法
- 5 許可期間
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 7 制限又は条件

年 月 日

山梨県知事

印

様式第五号中に「様式第4号(第31条関係)」や「第4号様式(第29条関係)」の期間 年 月 日から 年 月 日までの間」や「期間」又は「様式第五号」を次のように記載する。

第 号

移 植 許 可 証

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

- 1 移植魚種の名称
- 2 移植魚種の数量
- 3 移植区域
- 4 移植期間
- 5 移植者の住所及び氏名
- 6 制限又は条件

年 月 日

山梨県知事

印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県漁業調整規則の規定により交付された許可証は、この規則による改正後の山梨県漁業調整規則の規定により交付された許可証とみなす。